

# 武蔵野市のコミュニティ施策

令和6年5月28日  
武蔵野市市民部市民活動推進課



# I 武蔵野市のコミュニティ施策の変遷

年月	市の動き	解説
S22(1947)年	町内会制度の廃止	GHQポツダム政令第15号 →昭和27(1952)年9月失効
S46(1971)年	武蔵野市第一期長期計画の策定とともに「武蔵野市コミュニティ構想」が提起される。	「コミュニティは新しいふるさと武蔵野市の基礎単位」(当初8地区構想)
S48(1973)年 2月 ~50(1975)年2月	第1期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (佐藤竺委員長)	市民参加で具体的な推進方策、コミュニティ施設整備を協議。昭和49年2月に「武蔵野市コミュニティ施設整備の基本方針」を市に提言(コミュニティ予想地区8地区→11地区に変更。施設整備の緊急度を地域ごとにA~Cに分類) →境南地域などで住民組織が結成され建設検討の動きが開始
S48(1973)年	自治省(当時)のモデルコミュニティ地区に「中央西コミュニティ地区」(現西久保コミュニティ地区)が指定される。	西久保コミュニティセンターの公共用地先行取得事業として、3億2600万円の起債が許可される。
S50(1975)年 9月 ~52(1977)年9月	第2期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (佐藤竺委員長)	コミュニティセンター条例・規則・管理運営要綱を検討
S51(1976)年 7月	コミュニティセンター条例(旧条例)を制定	コミュニティセンターの基本理念を規定。管理運営は市直営ではなく地域の公共的団体(コミュニティ協議会)に委託。運営経費は市が補助
S51(1976)年 7月	第1号館「境南コミュニティセンター」オープン	昭和49年以降、市民会議・建設推進委員会などにより市民自らが建設計画を策定。昭和51年2月にセンター受託団体として「境南コミュニティ協議会管理運営委員会」を発足させた(2年間で住民集会73回を開催)



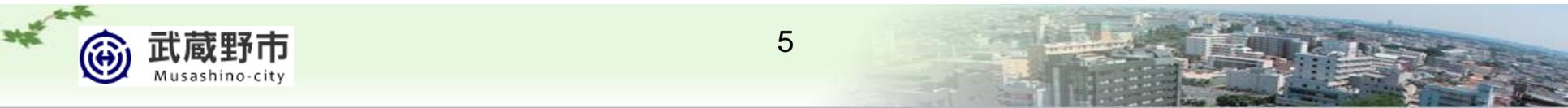
S52(1977)年1月	第2号館「西久保コミュニティセンター」オープン	昭和49年11月に西久保地区集会所住民代表者会議、昭和50年2月センター建設促進委員会発足、落成まで延べ78回の会合
S53(1978)年4月	「中町集会所」オープン 「吉祥寺東コミュニティセンター」オープン	
S54(1979)年3月	武蔵野市コミュニティ研究連絡会が発足	結成済みの6協議会で発足。毎月各コミュニティ協議会代表2名が集まり、共通課題の協議と情報交換を実施
S54(1979)年6月	「吉祥寺北コミュニティセンター」オープン 「本町コミュニティセンター」オープン	
S55(1980)年5月	「八幡町コミュニティセンター」オープン	
S56(1981)年4月	第二期長期計画策定	自主三原則(自主参加・自主計画・自主運営)を明記。「コミュニティセンターづくりからコミュニティづくりへ」を長期計画の6つの方針の1つに掲げる。
S56(1981)年5月	「関前コミュニティセンター」オープン	
S57(1982)年2月	「御殿山コミュニティセンター」オープン 「中央コミュニティセンター」オープン	
S57(1982)年3月	「桜堤コミュニティセンター」オープン	
S57(1982)年9月 ~59(1984)年9月	第3期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (西尾勝委員長)	「地域の拠点としてのコミュニティセンターのあり方」、設置基準・運営基準・利用基準に関する現状と提言。新たに3地区4館の施設整備の必要性を提言(後の緑町、けやき、西部、吉祥寺西)
S58(1983)年3月	「吉祥寺南町コミュニティセンター」オープン	
S61(1986)年10月	「緑町コミュニティセンター」オープン	
S61(1986)年12月	「武蔵野中央公園北ホール」オープン	宅地開発指導要綱に基づき富士重工業(株)が社宅の一部に設置したコミュニティ施設。八幡町コミュニティ協議会と富士重工と市の共同運営
S62(1987)年4月	「西部コミュニティセンター」オープン	



S63(1988)年10月 ～H2(1990)年11月	第4期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (勝田有恒委員長)	吉祥寺東地区の第2コミセンの必要性を提言(後の本宿コミセン)。コミュニティセンター17館体制(分館など除く)で建設計画は完了。管理運営方針(閉館日の縮小・開館時間の延長)、活性化のための特別事業補助金の新設などを提言
H元(1989)年2月	「吉祥寺西コミュニティセンター」オープン	
H元(1989)年12月	「けやきコミュニティセンター」オープン	
H4(1992)2月	「本宿コミュニティセンター」オープン	
H4(1992)年3月	「吉祥寺西分館」オープン 「関前分館」オープン	出張所の土地・建物を活用。現在のコミュニティセンター19館+北ホールの20館体制を確立
H11(1999)年5月～ 12(2000)年7月	第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (高田昭彦委員長)	新世紀の成熟した社会におけるコミュニティづくり、コミュニティ市民条例(仮称)の制定を提言。 委員会報告を踏まえ、コミュニティ研究連絡会に「コミュニティのあり方懇談会」「ホームページ部会」が設置される。
H14(2002)年4月	武蔵野市コミュニティ条例を施行	第5期武蔵野市コミュニティ市民委員会の提言に基づき、従来のコミュニティセンター条例を廃止し、新たにコミュニティ条例を制定。自主三原則を明文化、コミュニティを3類型に分類、評価委員会を制度化
H15(2003)年3月	第一期コミュニティ評価委員会を設置 (玉野和志委員長)	コミュニティ条例に基づく評価事業開始
H16(2004)年9月	第二期コミュニティ評価委員会を設置	第一期評価を踏まえた評価活動
H16(2004)年12月	武蔵野市コミュニティ条例の一部改正	指定管理者制度移行へ向けた条例改正
H17(2005)年4月	指定管理者制度へ移行	



H20(2008)年8月～ 22(2010)年1月	第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会 (高田昭彦委員長)	コミュニティ協議会の活動に重点を置きながら、人と人とのつながりを強め、地域の力を高めるために、いま求められていることについて提言
H22(2010)年10月	第三期コミュニティ評価委員会を設置 (江上渉委員長)	第一期、第二期を踏まえた評価活動
H24(2012)年12月	「八幡町コミュニティセンター」移転オープン	北ホールの共同運営を解消(市とスバル興産、富士重工業の3者共同運営に。)
H25(2013)年3月	「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」報告書	
H25(2013)年9月～ 26(2014)年11月	「これからの地域コミュニティ検討委員会」設置 (玉野和志委員長)	地域の課題解決に向けた多様な主体の協議の場としての「地域フォーラム」、協議の場を運営する力などを育む「学びの場」の必要性を提言 →各コミュニティ協議会の主催・共催などで地域フォーラムが随時開催される →学びの場としての「コミュニティ未来塾むさしの」がH28年度から開催
H29(2017)年2月～ H31(2019)年3月	学びの場として「コミュニティ未来塾むさしの」を開催(市・研連の共催)	5期にわたり開催
H31(2019)年3月～ R2(2020)年12月	第四期コミュニティ評価委員会を設置 (玉野和志委員長)	「情報発信」「人材確保」「諸団体との連携」などの共通課題への助言のほか、施設統廃合については16協議会ごとの施設維持の重要性を提言
R3(2021)年12月	コミュニティ構想50周年記念シンポジウム	
R6年(2024)2月～	「コミュニティ未来塾むさしの」に続く学びの場として「つくれる つながる むさしのセッション」を開催	



## 2 武蔵野市には全市を網羅する町内会・自治会がない

- 昭和22年(1947)年、町内会制度廃止(GHQポツダム政令第15号)(昭和27年(1952)9月失効後も復活せず。)
- かつての回覧板を使った連絡に代わり、約180か所の掲示板を設置。  
町内会のもとで行われてきた行政事務については、出張所設置などで対応。
- 市報の配布  
シルバー人材センターへ委託(全戸配布)
- ごみ収集  
平成16(2007)年10月より、市内全域で戸別収集開始(集積所なし)
- 街路灯・防犯灯  
商店街などの一部を除き市の直営



### 3 武蔵野市のコミュニティ構想

昭和46年2月に武蔵野市第一期長期計画を策定

⇒ 「コミュニティ構想」を提起。「コミュニティ」を武蔵野市の〈市民生活の基礎単位〉と位置づけ。

- コミュニティ構想に基づき、コミュニティ市民委員会で具体化を検討。コミュニティセンターの建設を土地の選定から設計まで市民参加によって行い、さらに建設後の管理運営も地域住民で組織する公共的団体に委ねるというコミュニティづくりの取組みを開始。
- 昭和56(1981)年に策定された武蔵野市第二期長期計画で自主3原則(自主参加、自主企画、自主運営)が明記され、平成14(2002)年の武蔵野市コミュニティ条例(平成14年4月施行)で明文化された。

## — 「武蔵野市のコミュニティ構想 II 地域生活単位の構成」 より —

市民相互の対話や意見の交流、あるいは市政参加の条件をつくり、また市民の連帯を築きあげるためには、その基礎として、コミュニティを市民自身がうみだしていく必要がある。市はこれに対して、市民施設を適切に各コミュニティに配置するようつとめる。

このコミュニティづくりは市がおしつけるべきではなく、市民自身が新しい近隣感覚を身につけながら長期にわたっておしすすめていくものであろう。

このコミュニティは伝統社会の自然村とは異なって、地理的にも生活的にも閉鎖性をもたない開かれたコミュニティでなければならない。何故ならば、今日では市民の生活要求は、多様になるとともに、市民の階層によって分かれているからである。

したがって、市は上から機械的にコミュニティの区分決定をすることなく、むしろ構想を示すにとどめ～（後略）

## 4 武蔵野市のコミュニティづくりの特徴

- コミュニティセンターという公共施設をボランティア市民（コミュニティ協議会）が「自主3原則」に基づいて運営し、行政は協議会の要望に基づいて活動費やコミュニティセンターの管理運営費を支援する「公設民営」方式。
- 市内16のコミュニティ協議会が、コミュニティセンターという「場」の管理運営を担うことによって、センターの管理運営のノウハウを蓄積するとともに、そこを「拠点」として地域の絆やネットワークを広げながら、地域課題を解決する力を育成することを通じて、「市民の手によるコミュニティづくり」を実現。
- コミュニティ協議会は、コミュニティづくりのための補助金を市から交付されながら、「自主3原則」が尊重された自由なコミュニティづくりの活動が保障されている。
- 「市民が主体」で「行政は支援」という形でのパートナーシップによるコミュニティづくりの推進が大きな特徴。



## 5 コミュニティセンターとは

### ● コミセンとは

- ・ 公設民営の多目的・多世代交流施設
- ・ コミュニティづくりの拠点として設置
- ・ 建設段階の用地取得・設計から完成後の管理運営までを一貫して市民（地域住民）参加により行う。

### ● 利用状況

- ・ 年間利用者数 約80～90万人（コロナ前、フリー利用含む）

### ● 経緯

- ・ 昭和46(1971)年 コミュニティ構想（第一期長期計画）
- ・ 昭和51(1976)年 第1号館（境南）が開館  
→ 平成4(1992)年までに分館を含めて19館設置
- ・ 昭和51年 コミュニティセンター条例を制定  
→ 平成14(2002)年に全面改正し、コミュニティ条例を制定
- ・ 平成17(2005)年度から指定管理者制度を導入

## 6 コミュニティ協議会とは

- ・対象 各コミュニティ区域内の住民が基本（区域外からの参加もあり）
- ・参加 任意（個人単位） ・会費 なし
- ・構成
  - (1) 運営委員 協議会活動全般の企画・実施。窓口担当として館を運営。毎年3～4月に運営委員を公募し、住民総会で選出する。任期1年
  - (2) 協力員 随時、事業への協力・コミセンだより配布など。公募、通年募集
  - (3) 組織
    - ① 住民総会 区域内全住民を対象。4月に開催
    - ② 運営委員会 概ね月1回開催
    - ③ 各部会 協議会により名称、構成は異なる。
- ・人数（R5年度） 合計約1,300人（運営委員約500人、協力員約800人）
- ・地区

第1期コミュニティ市民委員会にて、11のコミュニティ地区を想定。

その後、コミュニティ地区の一部修正が行われ、現在では16のコミュニティ協議会が存在（地区の重なりあり、学校等のエリアとは異なる）



- コミュニティ条例において、コミュニティセンターの管理運営を委託することができるコミュニティ協議会について規定。
- 平成17(2005)年4月からの指定管理者制度移行に伴い、コミュニティ条例を改正し、指定管理者としての要件(第9条)と指定管理者が行う業務(第9条の2)等を明文化した。
- コミュニティ協議会の役割
  - (1) 公の施設を管理する指定管理者
  - (2) コミュニティづくりの担い手

## 7 コミュニティセンターの管理運営委託・補助金の概要（令和6年度予算）

	全コミュニティセンター 合計	コミュニティ協議会 1当たり平均	備考
管理運営委託 費	101,767,000円	約636万円	窓口手当・修繕費
補助金	28,883,000円	約180万円	事業費・消耗品費・印刷 費・備品費など
合計	130,650,000円		

※ 光熱水費、保険料等は除く。

※ 清掃、機械警備は市が契約

## 8 コミュニティ評価

- 第三者評価及び評価結果の公開の必要性
- コミュニティ条例に評価委員会を規定  
委員7名以内（学識経験者2名以内、コミュニティ研究連絡会（後述）  
代表2名、公募市民2名以内、市職員1名）
- 評価結果を市長に報告、市長は概要を公表
- 第1期（平成15年3月～）、第2期（平成16年9月～）、第3期（平成22年10月～）、第4期（平成31年3月～）
- 指定管理者としてのコミセン管理・運営状況の評価
- コミュニティづくりの主体としての評価

## 9 コミュニティ研究連絡会

- 昭和53(1978)年に各コミュニティ協議会間の連絡組織として、「コミュニティ研究連絡会」(略称:研連)が設立された。
- 目的は「コミュニティに関する調査・研究及び協議会相互の連絡・協議」によるコミュニティ活動や施設運営に関する課題の解決、質の向上。
- 活動内容
  - ・ 定例会 各協議会から2名(代表ほか1名)が出席、月1回開催
  - ・ 代表者会議 各協議会の代表者が出席し、隔月1回開催
  - ・ 各種研修 運営委員研修、窓口研修、広報研修、管外視察、など。  
各コミュニティ協議会の運営委員・協力員を対象。  
コミセン及びコミュニティづくりに活かす内容を毎年検討。

# 10 武蔵野市におけるコミュニティづくりの課題

## ●活動の担い手の拡充

「コミュニティづくりに関わってきた住民」と「まだ関わっていない住民」との間に壁が存在。コミュニティづくりの活動を行っているどの団体においても、参加者が固定化する傾向があり、その結果として、活動の担い手が相対的に高齢化していくという悩みを抱えている。

## ●諸団体との連携・協働

地域の課題は、関係するさまざまな主体どうしの結びつきによる対応が期待される。行政も含め、テーマに応じたネットワークづくりや意識共有をさらに進めていく必要がある。

